

社会資本総合整備計画 事後評価書

令和04年01月14日

計画の名称	さいたま市地域住宅整備計画												
計画の期間	平成28年度～令和02年度(5年間)									重点配分対象の該当			
交付対象	さいたま市												
計画の目標	『誰もが安心して安全に暮らせる住まいづくりや良好な住環境の形成を推進する。』												
全体事業費(百万円)	合計(A+B+C+D)	2,000	A	2,000	B	0	C	0	D	0	効果促進事業費の割合C/(A+B+C+D)	0	%

番号	計画の成果目標(定量的指標)			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値	中間目標値	最終目標値
		H27当初	H30末	R2末
1	・誰もが住みやすい市営住宅の割合を向上させる さいたま市内のバリアフリー化された市営住宅の割合	22%	%	30%
2	・良好な宅地を供給するため、準用河川改修を進める 区画整理施行区域(大宮西部地区)で土地区画整理法第76条に基づき建築確認申請が行われた件数の累計数	708件	件	801件

備考等	個別施設計画を含む	-	国土強靱化を含む	-	定住自立圏を含む	-	連携中枢都市圏を含む	-	流域水循環計画を含む	-	地域再生計画を含む	-
指標2	H28年度仮換地指定完了予定のため、目標値はH28年度末											

A 基幹事業																				
基幹事業（大）	番号	事業	地域	交付	直接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市区町村名／ 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	費用 便益比	個別施設計画 策定状況	
		種別	種別	対象	間接							II28	II29	II30	II31	R02				
一体的に実施することにより期待される効果																				
備考																				
地域住宅計画に基づく事業	A15-001	住宅	一般	さいたま市	直接	さいたま市	—	—	公営住宅整備事業	公営住宅の建替：峰岸住宅（115戸）、馬宮住宅（120戸）	さいたま市	■	■	■	■	■	1,874		策定済	
	A15-002	住宅	一般	さいたま市	直接	さいたま市	—	—	公営住宅等ストック総合改善事業	長寿命化計画見直し	さいたま市					■	6		—	
	A15-003	住宅	一般	さいたま市	直接	さいたま市	—	—	住宅市街地基盤整備事業（大宮西部地区）	準用河川滝沼川の整備（L=712m）	さいたま市	■						17		—
												小計							1,897	
住環境整備事業	A16-004	住宅	一般	さいたま市	直接	さいたま市	—	—	狭あい道路整備等促進事業	情報整備、台帳整備及びブータ構築・管理	さいたま市	■	■	■	■	■	42		—	
												小計							42	
地域住宅計画に基づく事業	A15-005	住宅	一般	さいたま市	直接	さいたま市	—	—	既設公営住宅の除却等	黒谷住宅の解体等	さいたま市	■						61		—

事後評価

○事後評価の実施体制、実施時期

事後評価の実施体制

事後評価の実施時期

事業実施状況等に基づき事後評価を実施し、さいたま市公共事業評価審議会に諮った。

令和3年11月

公表の方法

さいたま市ホームページに公開

○事業効果の発現状況

定量的指標に関連する
交付対象事業の効果の発現状況

公営住宅の整備を実施し、誰もが安心して安全に暮らせる住まいづくりや良好な住環境の形成を推進することができた。

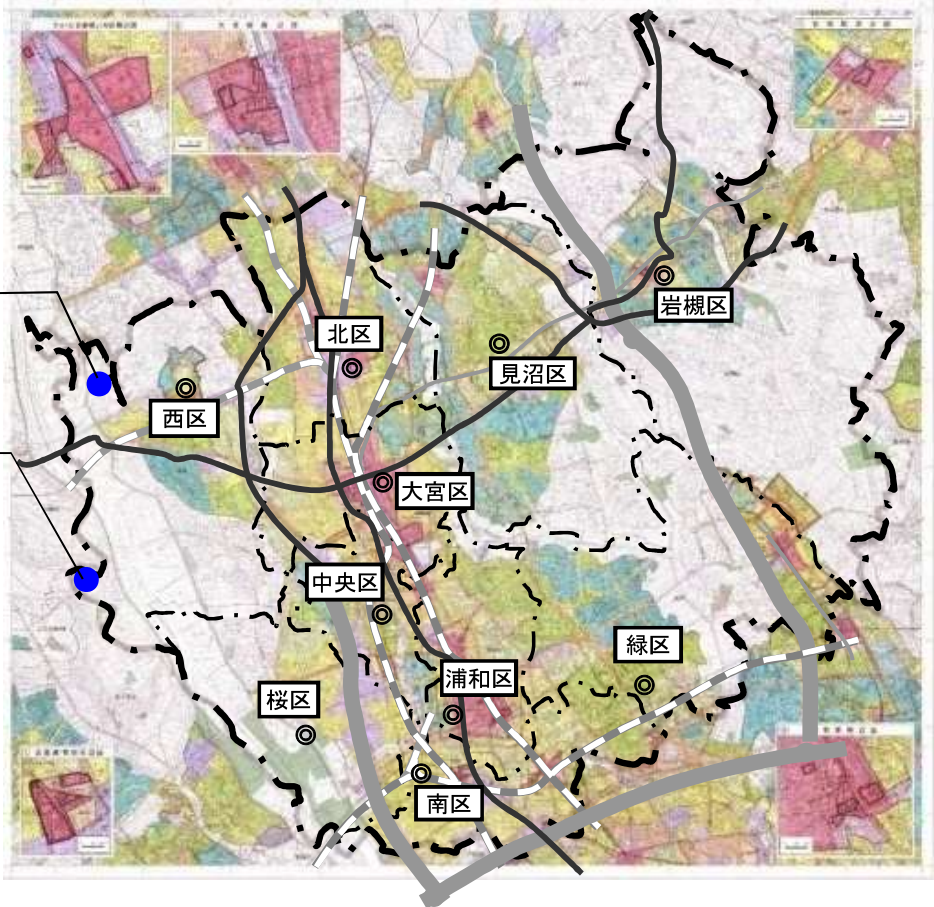
定量的指標以外の交付対象事業の
効果の発現状況（必要に応じて記述）

○特記事項（今後の方針等）

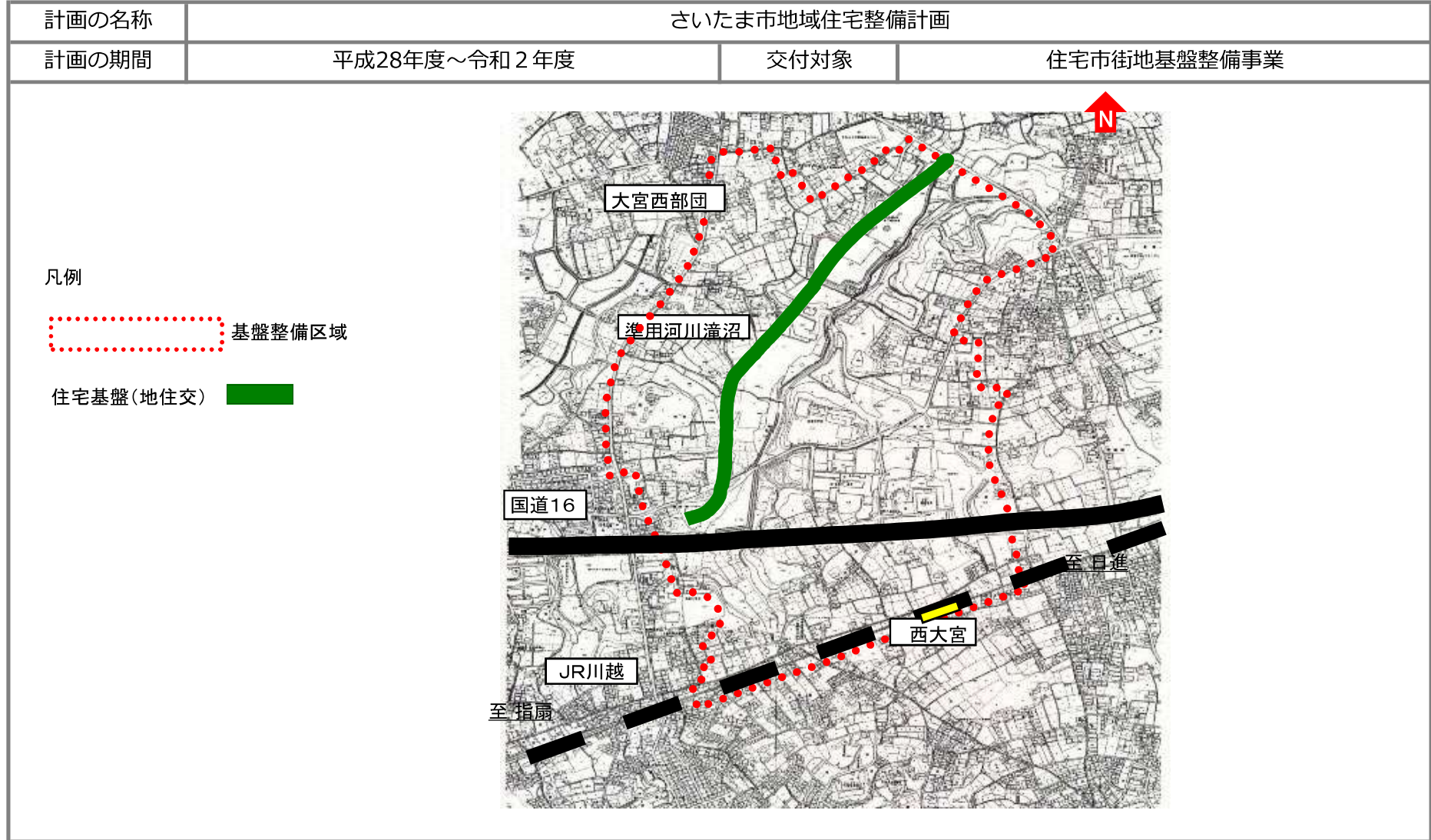
次期計画においては、「さいたま市市営住宅等長寿命化計画」に基づき、予防保全的な修繕・改善等を実施していく。

○目標値の達成状況		
番号	指標（略称）	
	目標値／実績値	目標値と実績値に差が出た要因
1	指標①市営住宅のバリアフリー化率	
	最終目標値	30%
	最終実績値	28%
公営住宅の整備において、事業スケジュールを調整したため、当初の目標値を下回った。		
2	指標②土地区画整理法第76条に基づき建築確認申請が行われた件数	
	最終目標値	801件
	最終実績値	877件
土地区画整理事業の進捗により仮換地の使用収益開始が促進されたため、当初想定より建物の新築等が増加し、目標値を上回ったものと考えられる。		

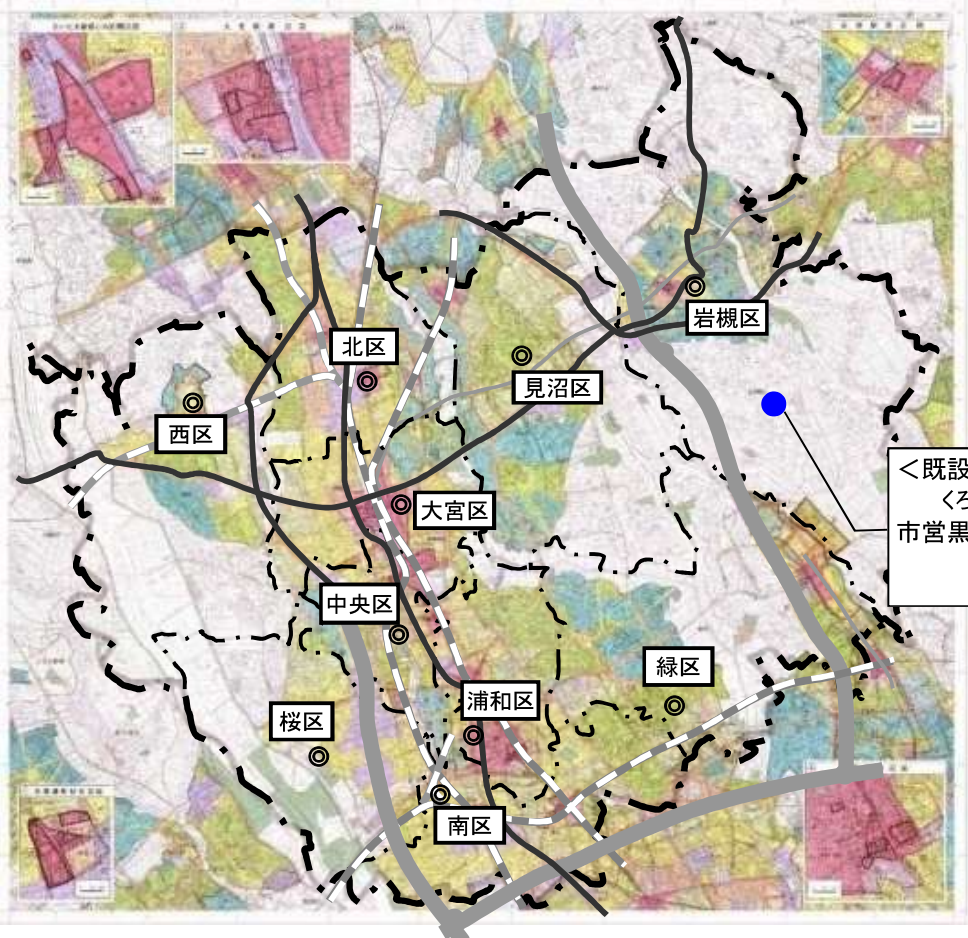
参考図面

計画の名称	さいたま市地域住宅整備計画		
計画の期間	平成28年度～令和2年度	交付対象	公営住宅等整備事業
 <p>The map displays the city of Saitama divided into several districts: 西区 (West), 北区 (North), 見沼区 (Mino), 岩槻区 (Iwafuki), 大宮区 (Miyama), 中央区 (Central), 浦和区 (Urawa), 緑区 (Ryū), 桜区 (Sakura), 南区 (South), and 南区 (South). Two specific public housing projects are highlighted with blue dots and callout boxes:</p> <ul style="list-style-type: none"> ＜公営住宅等整備事業＞ みねぎし 峰岸住宅(市営) ＜公営住宅等整備事業＞ まみや 馬宮住宅(市営) 			

参考図面



参考図面

計画の名称	さいたま市地域住宅整備計画		
計画の期間	平成28年度～令和2年度	交付対象	既設公営住宅の除却等
 <p>The map displays the geographical layout of Saitama City, divided into various wards (区). The wards labeled are: 北区 (North Ward), 見沼区 (Mienuma Ward), 岩槻区 (Iwatsuki Ward), 西区 (West Ward), 大宮区 (Omiya Ward), 中央区 (Chuo Ward), 浦和区 (Urawa Ward), 緑区 (Ryugasaki Ward), 桜区 (Sakura Ward), 南区 (Minami Ward), and 南区 (Minami Ward). A blue dot on the map indicates the location of the 'くろや 市営黒谷住宅' (Kuroya Municipal Kuroya Housing). A callout box points to this dot with the text: '<既設公営住宅の除却等事業> くろや 市営黒谷住宅'.</p>			

社会資本整備総合交付金チェックシート

(地域住宅計画に基づく事業等)

計 画 の 名 称 : さいたま市地域住宅整備計画(防災・安全) 事業主体名: さいたま市
 地域住宅計画の名称: さいたま市地域住宅計画(3期)

チェック欄

I. 目標の妥当性	
①計画の目標が基本方針と適合している。	○
②地域の住宅ストックや住環境整備の状況等、現状分析が適切になされている。	○
③地域の住宅政策上の課題を的確に踏まえた目標となっている。	○
④関連する各種計画(住生活基本計画等)との整合性が確保されている。	○
⑤緊急性の高い課題に取り組む内容となっている。 <small>(該当するものに○)</small> <input checked="" type="checkbox"/> ア 老朽化した住宅ストックの更新 イ 安全面、衛生面等の居住環境の改善 <input checked="" type="checkbox"/> ウ 子育て世帯、高齢者、障害者等の居住の安定の確保 <input checked="" type="checkbox"/> エ 既存住宅ストックの有効活用 <input type="checkbox"/> オ まちなか居住の推進 <input type="checkbox"/> カ 地方定住の推進 <input type="checkbox"/> キ その他(市営住宅の耐震化の推進や、緊急性の高い安全性の確保対策が掲げられている)	○
⑥数値目標や指標を用いるなど、客観的かつ具体的な目標となっている。	○
II. 計画の効果・効率性	
①事業内容は、計画の目標を達成する上で適切なものとなっている。	○
②十分な事業効果が得られることが確認されている。	○
③事業効果は、数値、指標等を用いて客観的に示されている。	○
④事業の実施に当たり、福祉施策等との連携が図られている。	
⑤事業の実施に当たり、民間活力の活用が図られている。	
⑥事業効果をより高めるため、ハード事業とソフト事業を効果的に組み合わせる等の工夫がなされている。	
⑦地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業が盛り込まれている。	
⑧地域再生計画に地域住宅交付金の活用についての記載をしており、内閣総理大臣の評価を受けている。	
III. 計画の実現可能性	
①事業熟度が十分である。	○
②計画に記載された事業に関連する地方公共団体等の理解が得られている。	○
③地域住宅計画を公表することとしている。	○
④地域住宅協議会等、関係地方公共団体等の意見調整の場が設けられている。	
⑤計画内容に関し、住民に対する事前説明が行われている。	
⑥計画期間中の計画管理(モニタリング)体制が適切である。	